



2021年8月26日放送

## 日薬アワー 薬局の機能に関する認定制度の創設について

日本薬剤師会  
常務理事 長津 雅則

### 認定制度創設の経緯

薬局の機能に関する認定制度の創設についてお話しするお時間を頂戴いたしましたので、その認定制度が創設された経緯などを踏まえて、どのような議論がなされ、展開してきたのかを解説するとともに、今後の目指すべき薬局の姿について共有できたら幸甚であります。

まず、平成25年の「日本再興戦略」において、国民の健康寿命の延伸について議論がまとめられました。そこでは、健康寿命の延伸のためには「薬局を地域に密着した健康情報の拠点として、一般用医薬品等の適正な使用に関する助言や健康に関する相談、情報提供を行う等、セルフメディケーションの推進のために薬局・薬剤師の活用を促進する」必要があるのだと示されました。

その後、平成27年に「健康情報拠点薬局の在り方に関する検討会」が設立され、その議論の中で「健康サポート薬局」が平成28年に施行されるに至りました。

この、健康サポート薬局の創設が、薬局の機能に関する認定制度の第一歩だと解釈しています。

その後、平成30年4月 厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会において、「薬機法等制度改正に関するとりまとめ」が行われ、「薬剤師が本来の役割を果たし地域の患者を支援するための医薬分業の今後のあり方について」公表されました。

それを受けて、令和元年の薬機法改正において、薬局の定義の改正が示されました。その改正薬機法に定められた薬局の制度の中で、令和2年8月に「地域連携薬局」および「専門医療機関連携薬局」が施行され、この二つの連携薬局の認定が令和3年8月から開始されたという流れになります。

### 薬局のあるべき姿

さて、ここまで3つの薬局が登場してきましたが、私たちはこれら3つの薬局の個性を深く理解しておく必要があると思っています。

そもそも、これら3つの薬局の根底にあるのは「本来あるべき薬局の機能」であることが重要な認識となります。

先に説明した、改正薬機法において、薬局の定義が改正されると触れましたが、その中には「「薬局」とは、薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務並びに薬剤及び医薬品の適正な使用に必要な情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の業務を行う場所（その開設者が併せ行う医薬品の販売業に必要な場所を含む。）をいう」と書かれている通り、薬局は、保険調剤のみならず、一般用医薬品等も取り扱っているところが薬局であり、保険調剤のみ、あるいは一般用医薬品等のみを取り扱っているものは「薬局」と定義されないのだという事になりました。

この、すべての医薬品を取り扱うというのは、薬局のハード面で定められた定義でありませんが、その備えなくてはならない機能には「健康サポート機能」「かかりつけ機能」「高度薬学管理機能」と整理されます。

これらをすべて備え、機能が発揮できる薬局こそが「本来あるべき薬局の姿」であります。

その条件を満たしたうえで、3つの薬局制度はどのような個性があるのかを比べてみます。

### 健康サポート薬局

まず、健康サポート薬局は、地域住民に対してセルフメディケーションの推進や、健康情報の発信など、健康な地域住民、未病の地域住民に対して積極的に情報を発信する機能が一定以上のレベルで実績がある事、すなわち健康サポート機能が一定以上に備わっている薬局が、健康サポート薬局だと名乗ることができるという事になっています。

健康サポート薬局の届出事項の中に、地域住民に対する健康教室などを定期的で開催している実績が必要であります。これがまさしく健康サポート薬局の個性を表していると考えています。病人のみならず、健康な方が健康を維持するためのサポートをする機能が高い薬局だという一つの目印という事になります。

### 地域連携薬局

次に、令和2年8月施行の連携薬局の一つである「地域連携薬局」ですが、今までの「地域連携」という言葉から想像するものは、病院の薬剤師と連携を行う「薬薬連携」や、地域の保健福祉・介護事業者と連携を行う「多職種連携」が容易に想像されるわけですが、これらは今までも重要である事が謳われています。今回の地域連携薬局が行う連携には、「地域連携薬局は、地域の他の医療提供施設に対して、新薬の情報、同一薬効群における医薬品の有効性及び安全性の情報や特徴、後発医薬品の品質に関する情報や製剤の工夫等の特徴等、医薬品の適正使用に関する情報を広く提供し、地域の医薬品情報室としての役割を果たすこと」と書かれています。この、地域の医療機関に対するDI室的な役割とは、主に薬剤師

が従事していない診療所に対する医薬品情報の提供というのが特徴的なのだと思います。また「在庫として保管する医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供する体制を備えていること。」とも書かれています。

これは地域の医薬品供給体制の確保のため、地域連携薬局が他の薬局開設者の薬局からの求めに応じて医薬品を供給できる役割を定めることから設けたものであり、地域において広く処方箋を応需し、利用者に対し医薬品を迅速に供給できるよう、地域の他の薬局開設者の薬局から医薬品の提供について求めがあった場合などに医薬品を提供できる体制が必要であり、地域連携薬局における役割を踏まえると、地域の医薬品の提供体制を整備する際に、当該薬局の在庫として保管する医薬品の情報を近隣薬局に提供する等による周知を行うことが望ましいこととされています。

これは、日本薬剤師会が提言している地域医薬品提供計画に見事に合致している動きであります。

このような地域のあらゆる機関と連携する機能が強化された薬局が「地域連携薬局」という認定を受けることとなります。

### **専門医療機関連携薬局**

続いて、専門医療機関連携薬局ですが、私たち薬局の薬剤師は、従来の機能の中でも抗がん剤治療を受けている患者に関わるイベントについては、深く注目して対応していましたし、その特筆すべき情報については処方元との情報共有は強化していると自覚しています。その上で、抗がん剤治療を受ける患者に対する情報の共有を、今までよりもさらに密に、双方向性で行った実績が多いことが求められます。

当該薬局に勤務する薬剤師とがん治療に係る医療機関の薬剤師等との間で随時報告及び連絡することができる体制を備えていることが必要だとされ、がん治療を行った医療機関における患者の治療方針（レジメン等）を理解し、当該患者の服薬情報を把握するとともに、副作用等の必要な情報を入手し、がん治療に係る医療機関の医師、薬剤師等に提供すること。

外来化学療法で治療を受けているがん患者が在宅医療に移行する際には、主治医の指示等に基づいて居宅等を訪問する薬局の薬剤師が適切に薬学的管理を行うため、専門医療機関連携薬局が、がん治療に係る医療機関の治療方針や服薬情報を当該薬局に提供することもされています。これは、専門医療機関連携薬局が、当該患者が在宅療養に移行した場合に、その在宅医療を他の薬局（これは患者居住の地域にある地域連携薬局等を想定しているのだと考えているが）、他の薬局に服薬情報等を提供する事が求められているという事で、薬局から薬局への情報提供という、今まではあまり馴染みのない情報提供である事が求められています。

これらの機能、実績が一定程度に高い薬局が「専門医療機関連携薬局」という認定を受けることとなります。

さて、ここまで健康ポート薬局、地域連携薬局、専門医療機関連携薬局について整理してきましたが、いずれにしても、本来備えてあるべき薬局の機能を十分発揮したうえで、それぞれの薬局の機能・実績が一定程度以上にある薬局として、地域住民が薬局を選択するときの目印となるのが、これらの薬局の表示であり、認定であると思います。いずれにしても、なぜこのような薬局機能の方向性が示されなくてはならなかったのか？これが重要なところだと思っています。

連携薬局の認定要件ばかりに目が行ってしまうのも、分からなくはないですが、私たち薬局の薬剤師として重要な覚悟は、薬局は、薬剤師は、日本中のどこの地域でも、いつでも、あらゆるライフステージの方々に対して、常にそばにいて、寄り添って、健康な生活を確保するお手伝いができる環境を整えなくてはならないことだと思っています。

そのためには、薬局の根本的な機能をしっかりと維持して、その機能を地域住民に提供する事で、日本中のすべての地域で暮らす国民が健康で幸せな時間を過ごせるお手伝いをすることでしょう。

その時に、日本中の薬剤師が、薬剤師としての幸福を得ることができるのだと、想像しています。